

○財務省告示第四百四十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十九年四月十七日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

平成二十九年五月十二日

- 一 名称及び記号
利付国庫債券（三十年）（第五十
四回）
- 二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項
- 三 振替法の適用
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした財
後に
行
わ
れ
る
入
札
で
あ
つ
て
、
財

ロ	六					五													
	イ	イ	イ	イ	イ	ロ	イ	イ	イ	イ									
特 別 参 加 場	入 札 発 行 争 額	入 札 発 行 争 額	・ 第 II 非 者	別 参 加 者	債 市 場 特 国	争 入 札 発 行 争 額	非 入 札 発 行 争 額	者 入 札 発 行 争 額	特 別 参 加 場	国 債 市 場	入 札 発 行 争 額	法 決 定 の							
条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し る	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六 条	千 百 七 十 四 億 九 千 九 百 九 十 九 万 九 千 九 百 九 十 九 円	国 債 規 定 に 基 づ き 発 行 し る	項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し る	計 九 億 九 千 九 百 九 十 九 万 九 千 九 百 九 十 九 円	五 十 億 九 千 九 百 九 十 九 万 九 千 九 百 九 十 九 円	つ い て は 、 額 を 定 む	う ち 、 財 政 法 第 四 十 三 条 第 一 項 の 規 定	額 面 金 額 で 七 千 二 百 三 十 四 億 円	込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 の 額 を 割 り 当 て る 。	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 の 申 込 み の 額 を 割 り 当 て る 。	当 て ら れ る 。	も の か ら そ の う ち 、 申 込 み の 額 を 割 り 当 て る 。	発 行 と い う 。	別 参 加 者 の 第 II 非 格 競 争 入 札	に よ る 。	ご と に 、 発 行 の 格 競 争 入 札	務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者

